(3)　保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4)　持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ　期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ　期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ　期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ　バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

八　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1)　上場株式等エクスポージャー

(2)　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ　連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ　株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

十　銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5　第一項の国際統一基準持株会社のうち、第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに係る同項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一　資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ　オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに口及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。）

ロ　デリバティブ取引等（持株自己資本比率告示第五十七条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

ハ　レポ取引等に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）